

令和4年3月2日

胎内市スポーツ少年団
代表指導者 各位

胎内市スポーツ少年団
本部長 阿部 文明

スポーツ少年団活動について

3月5日(土)・6日(日)休止のお願い

日頃より、スポーツ少年団事業につきましてご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、標題の件につきまして新潟県における「まん延防止等重点措置」発令に伴い3月2日までスポーツ少年団活動の休止をお願いしておりましたが、その後の活動について措置が終了する3月6日までは1月12日付で通知した留意事項に沿って活動をお願いいたします。その後の対応については決まり次第ご連絡いたします。

主な内容は下記の通りです。詳細は別紙1をご覧ください。

各単位団におかれましては、引き続き感染防止対策に努めていただくよう、ご協力のほどお願い申し上げます。

記

【措置の期間】 令和4年3月3日(木)～3月6日(日)

- 活動は通常の活動場所のみで行う。
- 活動は平日のみ、90分程度とする。
- 活動前後の会食は控えること。

※胎内市内中学校の部活動の対応に準じています。

NPO法人スポーツクラブたいない
胎内市スポーツ少年団 事務局
〒959-2600
新潟県胎内市清水9番地7 総合体育館内
Tel : 0254-43-0003 fax : 0254-43-0004
e-mail : tainai-bg@pop.shibata.ne.jp